

経済産業省

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく 立入検査マニュアル(内規)

平成14・02・20原院第4号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)(以下「液化石油ガス法」という。)第83条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者(同項における液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者は除く。以下同じ。)及び同条第2項に規定する保安機関に対し、原子力安全・保安院が計画的かつ定期的を実施する立入検査の方法並びにその結果の取り扱いを次のとおり定める。

ただし、LPガス事故等が発生した際の立入検査など緊急に実施する場合は、「液化石油ガス関係事故措置マニュアル(平成13・01・06原院第17号)」に従って行うこととする。

平成14年3月28日

経済産業省原子力安全・保安院長

1. 立入検査の目的

立入検査により、液化石油ガス販売事業者及び保安機関の保安に関する実態を把握し、液化石油ガス法の執行の適正化を図ることを目的とする。

2. 立入検査の対象

本マニュアルにおける立入検査の対象は、液化石油ガス法第3条の規定により経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長又は都道府県知事が登録をした液化石油ガス販売事業者の本店等及び同法第29条の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が認定をした保安機関の本部等(以下「被検査対象事業者」という。)とする。

なお、経済産業大臣の権限に属する事務のうち、液化石油ガス販売事業者の販売所に関するものであって本店等以外のもの、及び保安機関の事務所又は事業所に関するものであって本部等以外のものは、原則としてそれぞれの所在地を管轄する都道府県が行うこととする。(同法施行令第13条第3項及び第4項)

3. 立入検査実施計画の策定

(1) 液化石油ガス保安課は、翌年度の立入検査計画(案)を作成し、当該事業年度開始前までに企画調整課長の決裁を受けるものとする(以下、決裁を受けたものを「立入検査計画」という。)。なお、立入検査計画の様式は、様式1のとおりとする。

(2) 計画作成後の情勢変化等により立入検査計画を変更する場合は、企画調整課長の決裁を受けることとする。ただし、軽微な変更(立入検査時期等)は、この限りではない。

(3) 立入検査計画は、重点項目、被検査事業者及び立入検査の時期を定めることとする。ただし、本計画によらず臨時に行う立入検査については、この限りではない。

(4) 立入検査計画には、原則として以下の内容を記載するものとする。

重点確認項目： 当該年度における重点検査項目を記述する。

被検査事業者： 被検査事業者は、被検査対象事業者のうち、主に、本省の登録を受けた液化石油ガス販売事業者及び本省の認定を受けた保安機関とする。

立入検査の時期： 四半期単位で記載する(年度を4つに区分)。

4. 立入検査の実施

(1) 検査命令の発出

原子力安全・保安院長(以下「院長」という。)は、様式2に従って職員に対し立入検査を命ずることとする。

(2) 検査日の連絡

被検査事業者に対する立入検査実施日の連絡は、様式3により院長名にて原則1週間前までに通知するものとする。

(3) 検査の実施体制

検査は原則として2人以上で実施すること。また、液化石油ガス保安課長は必要に応じて被検査事業者が所在する地域を所管している産業保安監督部の担当者を同行させ、又は都道府県の担当者に対し同行を依頼することができる。なお、産業保安監督部への依頼文を様式4、都道府県への依頼文を様式5とする。

5. 立入検査の方法

(1) 立入検査の検査項目は、別紙1「立入検査記録」に掲げる項目に従って行うこと。

立入検査は、別紙2「立入検査の項目別チェックポイント」(液化石油ガス販売事業者・保安機関用)を参照し、実施すること。なお、液化石油ガス法関係法令等により別紙1及び別紙2に変更があった場合には、当該マニュアルが変更されるまでの間は、別紙1及び別紙2を変更して使用すること。

(2) 時間等の都合で、上記「立入検査記録」に掲げてある全ての項目について検査できない場合は、適宜必要な項目について重点的に検査すること。

6. 立入検査実施上の留意事項

(1) 検査実施者は、立入検査命令書及び液化石油ガス法第83条第8項に基づき身分を証明するもの(立入検査証)を必ず携帯し、検査の開始に当たって関係者に必ず立入検査証を提示すること。

(2) 検査開始の際に、「本検査は、液化石油ガス法第83条に基づき行われる立入検査であること」を被検査事業者に説明すること。

(3) 本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ伝達すること。(液化石油ガス法第101条第5号)

(4) 検査を実施する際には、公務員倫理規程を遵守すること。特に被検査事業者との飲食(検査中のお茶、コーヒー等の常識の範囲内のものは除く。)、宿泊の手配、送迎の依頼等は避けること。

7. 立入検査中の疑義

検査を行っている時間内に疑義が生じ、検査時間内で解決できない場合は、持ち帰った上で、法令等に照らして適切であるか否かの検討をし、後日対処することとする。また、必要に応じ、被検査事業者から追加説明、再立入検査等を行う。

8. 立入検査の報告

(1) 検査を実施した者は、検査を終了したとき、様式6に従って「立入検査報告書」を作成して院長に報告すること。作成に当たっては、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を必ず記入すること。

(2) 立入検査報告書は、被検査事業者の販売所等が存する都道府県に対して、参考のため送付すること。

9. 立入検査結果の措置

院長は違反と判断した場合は、被検査事業者に対して、直ちに「原子力安全・保安院文書発出要領(内規)(平成15・06・25原院第5号)」による改善指示書(様式7)を交付することにより改善を促すこと。また、改善結果については、被検査事業者より改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再立入検査を行うことにより、改善状況を確認すること。

10. 前項の改善指導に被検査事業者が応じない場合には、経済産業大臣名により、必要に応じ行政手続法第13条第1項第2号(弁明の機会の付与)に基づく手続きを行い、様式8による行政処分文書を交付する。

11. 立入検査の公表

立入検査の結果については、必要に応じ、原子力安全・保安院のホームページ等を活用し、公表するものとする。

附 則

本マニュアルは、平成14年3月28日から施行する。

附 則(平成17・03・23原院第5号)

本マニュアルは、平成17年4月1日から施行する。

(様式1)(立入検査計画)

番 号
年 月 日

経済産業省原子力安全・保安院長名

平成 年度立入検査計画

1. 重点確認項目

(例)

- (1) 法第 条の に関すること
- (2)「件名」(平成 年 月 日付け、平成 ・ ・ 原院第 号)に関すること

2. 被検査事業者及び立入時期

(例)

- (1) ガス(株) 第 四半期
- (2)(株) ガス 第 四半期

..... 以下同じ

(様式2)(検査命令の発出)

番 号

経済産業事務官(又は経済産業技官) 名 あて

立 入 検 査 命 令 書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき、 年 月 日 ~ 月 日に 株式会社 事業所に対する立入検査の実施を命ずる。

年 月 日

経済産業省原子力安全・保安院長 名

(様式3)(検査日の連絡)

番 号
年 月 日

被検査事業者名

代表者名 あて

経済産業省原子力安全・保安院長名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき
立入検査の実施について(通知)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき、下記のとおり立入検査を行いますので通知します。

記

1. 立入検査実施日

年 月 日 ~ 年 月 日(日間)

2. 立入検査事業者等の名称及び場所

(液化石油ガス販売事業者、保安機関、販売所、営業所名等記入)

(検査を実施する主な場所を記入)

3. 主な検査内容

- (例) (1)法律に基づく液化石油ガス販売事業の実施状況
(2)法律に基づく保安業務の遵守状況
(3)技術基準等適合状況
(4)社内における保安体制、管理状況、内部監査状況
(5)その他法律の遵守状況等

(様式4)(産業保安監督部への依頼文)

年 月 日

産業保安監督部長 あて

経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき立入検査の同行について(依頼)

上記の件につきまして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき、下記のとおり立入検査を行いますので、同行していただきますようお願いいたします。

記

1. 立入検査実施日

年 月 日 ~ 年 月 日(日間)

2. 立入検査事業者等の名称及び場所

(液化石油ガス販売事業者、保安機関、販売所、営業所名等記入)

(検査を実施する主な場所を記入)

3. 主な検査内容

- (例) (1)法律に基づく液化石油ガス販売事業の実施状況
(2)法律に基づく保安業務の遵守状況
(3)技術基準等適合状況
(4)社内における保安体制、管理状況、内部監査状況
(5)その他法律の遵守状況等

(様式5)(都道府県への依頼文)

年 月 日

都道府県液化石油ガス担当部長 あて

経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき立入検査の同行について(依頼)

上記の件につきまして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき、下記のとおり立入検査を行いますので、同行していただきますようお願いいたします。

記

1. 立入検査実施日

年 月 日 ~ 年 月 日(日間)

2. 立入検査事業者等の名称及び場所

(液化石油ガス販売事業者、保安機関、販売所、営業所名等記入)

(検査を実施する主な場所を記入)

3. 主な検査内容

- (例) (1)法律に基づく液化石油ガス販売事業の実施状況
(2)法律に基づく保安業務の遵守状況
(3)技術基準等適合状況
(4)社内における保安体制、管理状況、内部監査状況
(5)その他法律の遵守状況等

(様式6)(立入検査報告書)

立入検査報告書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき立入検査を実施した結果を下記のとおり報告します。

記

1. 実施年月日
2. 被検査事業者の名称及び代表者名
3. 被検査事業所名及び所在地
4. 液化石油ガス販売事業者登録、保安機関認定番号及び年月日
5. 一般消費者等の数
6. 検査立会者名
7. 検査職員 職名及び氏名
8. 立入検査内容
9. 検査結果の概要
10. 最近の立入検査状況及び疑義事項の有無

(注)「疑義事項」がある場合は、「有」として、別添に詳細を記載すること。

(別添)

1. 疑義の内容
2. 検査結果の不適合事項
3. 液化石油ガス法抵触事項
特記事項

(様式7)(改善指示書)

番 号
年 月 日

被検査事業者名
代表者名 あて

経済産業省原子力安全・保安院長名

NISA - 273d -

改善指示書

年 月 日～ 月 日に貴社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき立入検査を実施した結果を踏まえ、原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、貴社に対し、次に掲げる事項について早急に改善を行い、その結果及び再発防止策の内容について別添様式により平成 年 月 日までに報告することを求める。

(以下、当院が規制対象者に作為を求める内容を明確に記述すること。)

- (注) 1. 報告書の提出期限は、改善措置内容に応じて適切に設定すること。
2. 別添「改善報告書」を添付すること。

(別 添)(改善指示書に対する改善報告書)

年 月 日

原子力安全・保安院長 あて

被検査事業者等名
住 所
代 表 者 名 印

改 善 報 告 書

年 月 日付け平成 ・ ・ 院第 号により改善指示を受けた事項については、次のとおり改善をしたので報告いたします。

1. 改善事項

- (1)
- (2)
- (3)

2. 改善措置

- (1)
- (2)
- (3)

(注)必要に応じ説明資料、図面、写真等を添付して改善状況を分かりやすく報告すること。

(様式8)(技術基準適合命令)

番 号
年 月 日

被検査事業者名
代表者名 あて

経済産業大臣名

基準適合命令について

年 月 日～ 月 日に貴社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42法律第149号)第83条第1項(第2項)に基づき立入検査を実施した結果、下記事項が同法第 条で規定する の基準に適合していないものと認められるため、同法 条の規定に基づき、 の基準に適合するよう命ずる。

また、年 月 日までに経済産業大臣あてに別添様式により命令に対する改善措置について報告することを指示する。

なお、この処分に対し、不服がある場合には、行政不服審査法により処分のあった日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。

記

(命令事項)

1.
2.

(注)報告書の提出期限は、違反内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。
(別添)(技術基準適合命令に対する改善報告書)

年 月 日

経済産業大臣 あて

被検査事業者等名
住 所
代 表 者 名 印

改 善 報 告 書

年 月 日付け平成 . . 院第 号により改善指示を受けた事項については、次のとおり改善をしたので報告いたします。

1. 命令事項

- (1)
- (2)
- (3)

2. 改善措置

- (1)
- (2)
- (3)

(注) 必要に応じ説明資料、図面、写真等を添付して改善状況を分かりやすく報告すること。